

オープンイノベーション協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「オープンイノベーション協議会」と称し、英文では Japan Open Innovation Council と表示する。

(目的)

第2条 本協議会は、民間事業者の「オープンイノベーション」の取組みを推進し、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与することを目的とする。

(協議会の会員)

第3条 本協議会は、前条の目的に賛同する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本会員（企業）
- (2) 賛助会員（企業以外の法人及び本協議会に貢献する者として幹事会が承認した個人）

(活動)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 我が国産業界におけるオープンイノベーションの推進事例の共有
- (2) 海外のオープンイノベーション動向の把握
- (3) 啓発・普及活動
- (4) 政策提言
- (5) 「オープンイノベーション白書」の作成
- (6) 重要分野におけるオープンイノベーションの推進に関する検討
- (7) 大学・研究機関等との交流の促進
- (8) その他協議会の目的の達成に資する事業

(役員を選出)

第5条 本協議会に、会長及び幹事を置く。幹事は、会員（法人の場合は当該会員が指定するその役員又は従業員）の中から総会にて選任し、会長は、幹事の中より、総会にて選任する。

(役員職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。幹事は、本協議会の運営に関する重要事項について審議する。

(役員任期)

第7条 会長及び幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、任期途中で役員が交代する場合は前任者の任期を引き継ぐものとし、会長の任期中に新規に幹事に就任した者は会長の任期と同一とする。

(役員交代)

第8条 会長又は幹事は、会長は事務局長に、幹事は会長に、それぞれ届け出ることにより、その届出の日付をもって本協議会の役職を辞任したものとする。

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、その議長となる。総会は、原則として年1回開催し、会長及び幹事の選任、活動方針の承認等を行う。ただし、前条の規定により会長が辞任した場合には、事務局長が総会を招集し、幹事の中から臨時議長を指名するものとする。また、やむをえない事情により、会長が総会を招集し、その議長を務めることが困難である場合には、事務局長がこれを務めることができる。

2 総会の決議は、出席した本会員の議決権の過半数をもって行う。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に応じて会長又は事務局長が招集し、会長（会長が出席しない場合は事務局長が代理するものとする。）がその議長となる。幹事会は、会長及び幹事をもって構成し、第4条に定める活動に関する事項、その他運営に関する重要事項について決定する。なお、会長又は事務局長の発意により、書面による幹事会を開催することができる。

(報酬)

第11条 本協議会の会長及び幹事はいずれも無報酬とする。

(入会)

第12条 本協議会に会員として入会しようとする者は、所定の届け出用紙をもって、事務局に申し込まなければならない。

(退会)

第13条 会員が本協議会を退会しようとする場合は、その旨を事務局に届け出なければならない。

(届出)

第 14 条 会員が登録者名または連絡窓口などを変更する場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

(情報の保護)

第 15 条 本協議会の活動を通じて知り得た営業秘密・個人情報等は本協議会の活動と無関係な目的外利用や第三者への譲渡を行ってはならない。

(会員又は幹事資格の取消し)

第 16 条 暴力団等の反社会的勢力であること等、会員又は幹事として不適格であると認められる場合、会長は当該会員又は幹事の資格を取り消すことができる。

(会費及び運営)

第 17 条 会費は募らないこととする。会員及び事務局の自発的な人的・物的・知的貢献等により運営する。

(事務局)

第 18 条 本協議会の業務を執行するための事務局を、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構に置く。

(事務局長)

第 19 条 事務局長は、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長が指名する者とする。

(事業年度)

第 20 条 本協議会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則

(施行期日)

本規約は、本協議会の設立の日から施行する。

(改正)

本規約は、平成 29 年 2 月 7 日から施行する。